

RISMON GROUP NEW INFORMATION



RISMON-G

●リスモングループ NEW インフォメーション●



東証二部上場

2019年12月18日

リスクモンスター株式会社

e ラーニング「反社会的勢力との取引管理 入門講座」リリース
「反社会的勢力の排除」に向けた基礎知識を学習

法人向けクラウドサービスを提供するリスクモンスター株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:藤本太一、以下リスモン)は、2019年12月23日(月)より、e ラーニング「反社会的勢力との取引管理 入門講座」の提供を開始いたします。

反社会的勢力との取引管理 入門講座 :

<https://www.cybaxuniv.jp/course/cb0647/>

平成19年6月19日、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が発表されました。この政府指針では、反社会的勢力との関係遮断は企業防衛の観点からも必要不可欠の要請であるとされています。

その後、コンプライアンス意識の高まりもあって、反社会的勢力への対応を強化する流れが加速しています。

「反社会的勢力との取引管理 入門講座」は、反社会勢力と取引するリスクの重大さを理解しつつ、反社会的勢力との関係遮断に向けた具体的な方法を学ぶことができるコースです。

反社会的勢力として対応すべき対象先を明確にし、以下4つの要素を押さえながら取引管理の方法を学ぶことができます。

- ・反社会的勢力の「定義」、「対象先」
- ・反社会的勢力と「取引するリスク」
- ・反社会的勢力に対する「社会、業界の動向」、「暴力団排除条例」
- ・反社会的勢力との「関係遮断方法」、「反社チェック」

本サービスは、リスモンの連結子会社であるサイバックス株式会社(以下サイバックス、本社:東京都中央区)が制作した e ラーニングであり、リスモンの研修サービス「サイバックス Univ.」にて提供いたします。

RISMON GROUP NEW INFORMATION



●リスモングループ NEW インフォメーション●

■コース紹介

【コース名】

反社会的勢力との取引管理 入門講座

【ねらい】

近年、反社会的勢力に関する事件や不祥事によって、反社会的勢力の排除に向けた動きが活発化しています。企業においては、コンプライアンスの観点から反社会的勢力の排除に向けた対応強化が欠かせません。本コースでは、社会人に必要不可欠となる反社会的勢力に関する知識を学びます。

【目次】

反社会的勢力とは／反社会的勢力と取引するリスク／反社会的勢力に関する社会の動き／反社会的勢力に対する各業界の動向／反社との関係遮断の実践方法／修了試験

【標準学習時間】 0.5 時間

【画像イメージ】

【第2章 反社会的勢力と取引するリスク】

反社会的勢力と取引するリスク



法令違反
契約違反
反社会的勢力と取引を継続
金融機関との取引停止
券売機による処分
監督官庁による処分
入札参加資格の喪失

取引を継続するリスクとして、法令リスクや契約違反リスク、金融機関との取引停止リスク、入札参加資格を失うリスク、監督官庁による処分受けリスク、証券街による処分受けリスク等があります。

法令リスクには、暴行事件違反により、勤務や出張、防止命令、罰則等の制裁を受けける可能性があります。また、契約違反リスクは、契約書に業務条件を導入している企業から契約違反として取引を制限される可能性があります。金融機関との取引停止リスクには、金融機関から必要な融資を受けるために真金銀券が行使され、融資の場合は借入料等による賃貸化に陥る可能性があります。入札参加資格を失うリスクには、どこに公共事業に従事している企業が札止め等による賃貸化に陥る可能性があります。監督官庁による処分受けリスクとしては、例えば金融機関が金融機関の業務改善命令等の行政処分を受けて、業務部門内の信託が失敗、その可能性があります。証券街による処分受けリスクとしては、上場企業が上場廃止に陥る可能性があります。

法令違反	契約違反による取引の拒否、公表、防止命令、罰則等
契約違反	契約書に業務条件を導入している企業からの取引停止
金融機関との取引停止	融資の引き上げ、銀行の決済不能
入札参加資格の喪失	公共事業に参加できず、業績悪化に陥る可能性
監督官庁による処分	業務改善命令等により、業界内の信用が失墜
証券街による処分	上場企業の場合、上場廃止となる可能性

また、企業にとってマイナスの評価や評判が広がることによって経営ダメージにつながるリスクとして、レピカーティョンリスクが存在します。このレピカーティョンリスクとしては、取締役の責任が生じるリスクや、企業訪問を受けるリスクがあります。これらはリスクは、リスクの度合いによって適切にコントロールすることが重要であり、弁護士を活用しながら、監査等の外部機関と連携して対応が必要となります。

【第1章 反社会的勢力とは】

1.2 その他の「反社会的勢力」

その他、排除の対象とされる反社会的勢力には以下の属性があります。

暴力団準備組織	共生者
密接交際者	元暴力団員
準暴力団	

(i) 暴力団準備組織

暴力団または暴力団員の一定の範囲の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し暴行、武器等の供給を行ななど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者といいます。

(ii) 共生者

暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者といいます。

(iii) 密接交際者

暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいいます。この密接交際者の象徴として、「暴力団員又は暴力団員が実質的に経営を掌握する法人等に所属する者」や「暴力団員を雇用している者」、「暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者」、「暴力団の構特、連合に協力し、又は開拓していると認められる者」、「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されべき関係を有していると認められる者」が挙げられます。

普段は、社会的に非難されべき関係の例として、「相手が暴力団員であることを分かっていないながら、その主導するゴルフ・コベで参加している場合」、「相手が暴力団員であることを分かっていないながら、餽贈品を貰食を以てしている場合」、「集会・結婚式、誕生日祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合」、「暴力団員が賛助する団体等に参加している場合」を警視庁ホームページで挙げています。

▲ 戻る

(iv) 元暴力団員

過去5年以内において暴力団員であった者を排除対象にすることが多いです。偽装退院などの実態があるためです。ただし、真に脱退し更生しようとする者については排除対象とすべきではありません。

(v) 準暴力団

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団による暴行、傷害等の犯罪が頻発しています。この準暴力団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者たる集団内には常に暴力的不法行為等を行っています。こうした暴力団に率いる集団(以下、「準暴力団」という)に属する者の中には、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がつかがわれる者も存在しています。

2014年7月時点で、警察は8集団を準暴力団に認定しました(2018年4月14付け警経新報)。現在、8集団のうち、表記されているのは、首都圏を中心に活動している「東葉合田OBグループ」と「チャイニーズドライバー」、東京都八王子市東近江活動している「竹越スクーターOBグループ」、東京都大田区周辺で活動している「大田連合OBグループ」の4集団があります。

以上のように、反社会的勢力の定義はあるものの、白黒つけるのは簡単ではなく、黒に近いグレーに対して、いかに注意して対応していくかが課題となります。

▲ 戻る

【詳細ページ】 <https://www.cybaxuniv.jp/course/cb0647/>

RISMON GROUP NEW INFORMATION



●リスモングループ NEW インフォメーション●



■「サイバックス Univ.」とは

月額 45,000 円(税抜)～、研修ポータル・eラーニング・公開研修を低価格でご利用いただける会員制の研修サービスです。

会員企業の利用者は、約 300 コースの豊富なラインアップから、自身にあったプログラムを随時受講できます。階層別研修だけでなく、営業・人事など職種別即戦力プログラムも充実しています。

ホームページ: <https://www.cybaxuniv.jp/>

■リスモンの概要(東京証券取引所第二部上場 証券コード:3768)

2000 年 9 月設立。同年 12 月よりインターネットを活用した与信管理業務のアウトソーシングサービス、ASP サービス事業を開始しました。以来、法人会員向けビジネスを要にサービス分野を拡大し、各事業部門・子会社（与信管理サービス、ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）および BPO サービス）ごとに取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

リスモングループ法人会員数は、2019 年 9 月末時点で 12,509（内、与信管理サービス等 6,377、ビジネスポータルサイト等 3,216、その他 2,916）となっております。

ホームページ: <https://www.riskmonster.co.jp/>

＜本件に関するお問合せ先＞

リスクモンスター株式会社 カスタマーセンター 広報担当

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-5 RMGビル

TEL:03-5202-7121 e-mail: press@riskmonster.co.jp